

■養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

1 相談・通報件数

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数	13	11	19	9	27	15	22	32	23	16	32	46
虐待判断事例	2	3	1	1	5	3	8	4	6	4	11	17

2 相談・通報者(複数回答あり)

(単位：人)

本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
1 (2.1%)	7 (14.9%)	18 (38.3%)	3 (6.4%)	12 (25.5%)	1 (2.1%)	3 (6.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)

3 相談・通報及び虐待の事実が認められた施設・事業者のサービス種別

(単位：件)

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
相談・通報	13 (28.3%)	13 (28.3%)	0 (0.0%)	6 (13.0%)	4 (8.7%)	3 (6.5%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	4 (8.7%)	46 (100.0%)
虐待	6 (35.3%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	17 (100.0%)

4 虐待の事実が認められた事例

No	被虐待者の状況				虐待に対して取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	男	85～89歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
2	男	65歳未満障害者 2人	要介護3	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
3	女	90～94歳 1人	要介護4	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	看護職
4	男	85～89歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
5	女	90～94歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護付き有料老人ホーム	介護職等
6	男1人 女1人	80～84歳 1人 75～79歳 1人	要介護3 2人	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護	介護職等
7	女	不明	不明	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
8	女	75～79歳	要介護3	性的虐待	改善指導	その他	介護職等
9	女	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護4 2人	心理的虐待 1人 身体的虐待 1人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	90～94歳	要介護1	経済的虐待	改善指導	居宅介護支援事業所	管理職
11	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	その他	介護職等
12	女	80～84歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職等
13	女	90～94歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
14	男1人 女5人	65歳未満障害者 1人 75～79歳 2人 90～94歳 2人 不明 1人	要介護1 2人 要介護4 1人 要介護5 2人 不明 1人	身体的虐待 2人 心理的虐待 4人	改善指導	介護老人保健施設	介護職 看護職
15	女2人	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護2 1人 要介護4 1人	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	改善指導	介護老人保健施設	介護職
16	女	90～94歳	要介護4 1人	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職員
17	不明	不明	不明	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等

5 参考

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

（第25条）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(2) 厚生労働省令で定める都道府県知事による公表事項

（第3条）

法第25条で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

(3) 用語の解説

ア「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者